

地震保険制度の変遷と料率算出の特徴

損害保険料率算出機構

渡辺 敬之

1. はじめに

日本は世界でもまれにみる地震リスクが高い国であり、そのリスクを担保する保険の必要性、ニーズは極めて高い。しかしながら発生頻度が低く、ひとたび大地震が発生すると巨大な損害をもたらすという地震の特性ゆえに保険制度の成立や運営には困難性が伴う。新潟地震を契機に1966年に創設された我が国の地震保険制度は、これらの困難性に対する工夫がなされ、特徴のある保険制度となっている。

2. 地震保険制度の趣旨・目的

地震保険制度創設にあたって制定された「地震保険に関する法律」（1966年）では、この保険の趣旨・目的は「保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与すること」（第1条）とされており、この保険制度は単に契約者の自助としての「保険」という役割だけではなく、政府の再保険という形での関与の下に運営されている社会的な「連帯」の仕組みとしての役割を有すとされている。

地震災害は自動車事故等に比べて非常に低頻度な事象であり、頻度や損害の過去実績による統計的な将来予測が難しい。しかも損害規模が時に異常に巨大なものとなる可能性があるため、数年、数十年程度の期間では保険収支を安定させることが困難である。地震保険においては、政府が再保険を引き受けることで保険金支払いを確実にし、民間の採算ベースを超える超長期での収支相償が図られている。政府による再保険は、保険料率の水準なども含めた安定的な保険制度運営のための重要な要素であるとともにこの保険の大きな特徴の一つである。

3. 地震保険制度の変遷

地震保険制度は創設以降、多くの地震災害や社会的なニーズや経済環境の変化を経て、商品内容が改善（下表）されるとともに普及拡大が進められ、社会のレジリエンス力強化に貢献してきている。

【令和3年度 日本保険学会全国大会】

シンポジウム「レジリエンスから見た地震リスクと地震保険」

報告要旨：渡辺 敬之

損害査定の困難性から、創設時には全損時のみとされていた補償条件は、全損に至らない部分的な被害を多数もたらした1978年宮城県沖地震などの地震や損害査定の技術向上などを踏まえ、一部損まで拡大されてきた。また、付保割合や保険金額についても、財政力と保険としての機能のバランス等を踏まえて引き上げられてきている。一方、建物の耐震性能の向上とともに、耐震化のインセンティブとしての保険の機能を期待し、保険料の割引制度の導入と割引率の拡大なども行われてきた。これらの商品内容の改善や契約の増加に伴い、総支払限度額（1回の地震等による保険金総額の限度額）は当初と比べ、2021年現在では40倍もの額になっている。

	1966年制度創設時		2021年現在
補償条件	全損のみ	⇒	全損・大半損・小半損・一部損
付保割合	火災保険金額の30%		火災保険金額の30~50%
加入限度額	建物：90万円 家財：60万円		建物：5,000万円 家財：1,000万円
割引制度	なし		建物の耐震性能(建築年等)で4種類 (最大50%の割引)
総支払限度額	3,000億円		12兆円

4. 地震保険料率算出の特徴

地震は発生頻度が低く、ひとたび大地震が発生すると巨大な損害をもたらすという特性を持っている。このため、制度発足以来の短期間における地震保険の支払実績で料率算出することは困難である。政府が設置した地震調査研究推進本部では、地震発生に係る調査・研究結果を踏まえ、多くの研究者の議論を経て全国統一の基準で確率論的地震動予測地図を作成している。現在、地震保険の料率算出にあたっては、この予測地図の作成に用いられた客観的で高精度の地震発生データを利用し、被害予測シミュレーションにより将来の支払保険金を予測し、超長期の期間を想定した平均的な保険料算出を行っている。

5. おわりに

世界でも有数の地震リスクを抱える日本において、いまだ保険としては制約的な部分が残るものの、政府、民間が協力し、東北地方太平洋沖地震などによる大きな地震災害においても被災者の生活安定に一定の役割を果たしている。今後も南海トラフの巨大地震等の発生が懸念される中で、社会のレジリエンス機能のひとつとしての貢献が期待される。